

消費税確定申告書を作成するためには、「区分経理」が必要です！

帳簿の区分経理・記載事項

毎日の売上げ・仕入れ（経費）を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	令和元年9月30日まで 【請求書等保存方式】	令和元年10月1日から 【区分記載請求書等保存方式】
帳簿への記載事項	・課税仕入れの相手方の氏名 又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・取引の対価の額	左記の記載事項に加え ・ 軽減税率の対象品目である旨

○ 帳簿と請求書の記載例

請求書

株〇〇御中

XX年11月2日

割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
...	...
合計	43,800円

(10%対象 22,000円)
(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象品目

株△△

軽減税率の対象品目である旨

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

これ以外に、例えば次のような方法があります。

- ① 同一請求書内で、商品を税率ごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
- ② 税率ごとに請求書を分けて発行する。

税率ごとに区分して合計した税込対価の額

税率（10%、8%）ごとに区分して合計した税込対価の額を記載する。

総勘定元帳（仕入れ） 株〇〇

XX年	月	日	摘要	借方	貸方
11	2		株△△ 雑貨	22,000	
11	2		株△△ 食料品 ※	21,600	
...

※は軽減税率対象品目

軽減税率の対象品目である旨

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

総勘定元帳（売上げ） 株△△

XX年	月	日	摘要	借方	貸方
11	2		株〇〇 雑貨		22,000
11	2		株〇〇 食料品 ※		21,600
...

※は軽減税率対象品目

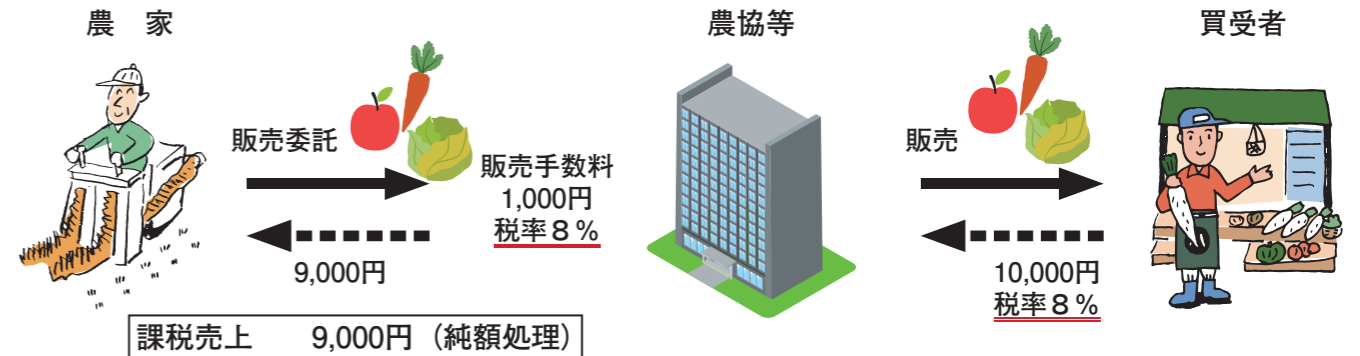
税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

軽減税率制度の実施に伴う委託販売等に係る手数料の取扱い変更について

現行

純額処理が可能でした

農協等の販売額10,000円と農協等への販売手数料1,000円を差し引いて、課税売上げを9,000円とすることができました。



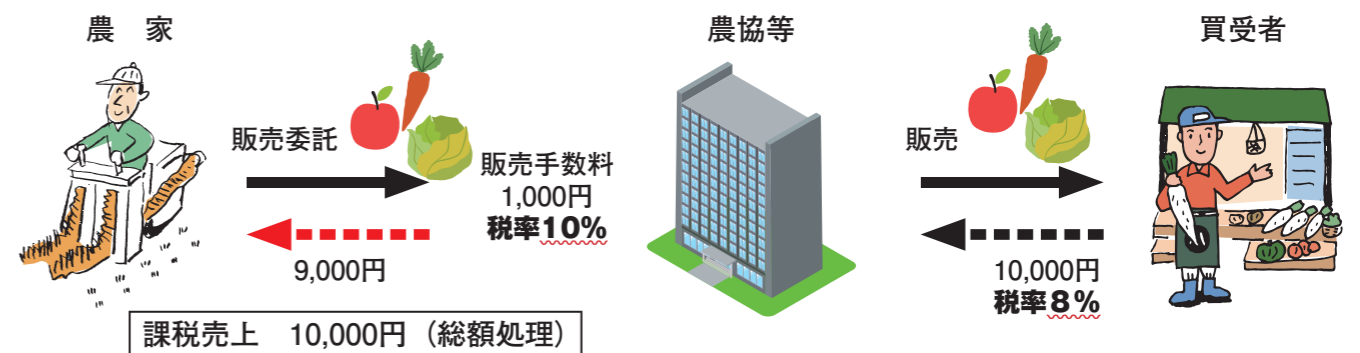
令和元年(2019年)10月1日以降は

※ 農協等から令和元年(2019年)10月1日以降に受領した分から対象となります。

軽減税率制度実施後

総額処理が必要となります

農協等の販売額10,000円と農協等への販売手数料1,000円の税率が異なるため、差し引いて課税売上げを9,000円（純額処理）とすることはできません。



令和元年に複数税率の品目を出荷した場合の課税標準額

令和元年	委託販売の時期	委託販売額(税込)	税率	委託販売手数料(税込)	税率	純額処理の可否	課税標準額
野菜 ※	～令和元.9	100万	旧税率 8%	20万	旧税率 8%	○	80万
りんご	令和元.10～	800万	軽減税率 8%	160万	標準税率 10%	×	800万
花卉 ※	令和元.10～	110万	標準税率 10%	20万	標準税率 10%	○	90万
計		1,010万		200万			970万

※ 委託販売額と委託販売手数料の税率がどちらも同じ場合は、純額処理が可能です。